

## 川崎市土木工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン

### (目的)

第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局及び各区役所道路公園センターが発注する工事において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定め、「工事施工中の情報交換・共有の効率化」の実現に寄与することを目的とする。

### (情報共有システム)

第2条 情報共有システム（以下「システム」という。）とは、受注者及び発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

### (システムの選定)

第3条 本試行において使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定し、発注者の承諾を得るものとする。

(1) 「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（国土交通省）」のうち、以下に示す機能を必須要件とする（「情報共有システム提供者機能要件（最新版）対応状況一覧表（国土交通省）」参照）。

- 1) 発議書類作成機能
- 2) ワークフロー機能
- 3) 書類管理機能  
共有書類管理機能、発議書類管理機能、未発議書類管理機能
- 4) 工事書類等入出力・保管支援機能

(2) システム提供方法は、ASP方式（システム提供者がシステムの機能を提供する方式）とする。

### (システム利用に係る手続き)

第4条 システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。受注者及び発注者は、システム提供者からID及びパスワードを取得するものとする。

### (システムに係る費用)

第5条 システムに係る費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費の技術管理費の共通仮設費率に含まれる。

### (対象工事帳票)

第6条 対象とする工事帳票は工事打合せ簿とする。なお、工事打合せ簿以外の工事帳票についても、工事打合せ簿に添付することで有効とする。

(書面)

第7条 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。

(成果品)

第8条 対象工事帳票を受注者及び発注者間で事前協議し、「川崎市電子納品要領」に基づき電子納品することを原則とする。

(検査)

第9条 システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査を原則とする。

(利用環境の確認)

第10条 システムの利用にあたり、以下のことに注意すること。

- (1) ID及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。また受注者は、情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) システムで推奨されている環境（通信速度、CPU、容量等）が整っていることを事前に確認すること。

(その他)

第11条 本ガイドラインに定めのない事項については、受注者及び発注者間で別途協議すること。